# 「本町橋BASE」にぎわい創造拠点創出・管理運営事業
# 施設等設置可能範囲及び利用可能範囲図（北側）

別紙２－２A

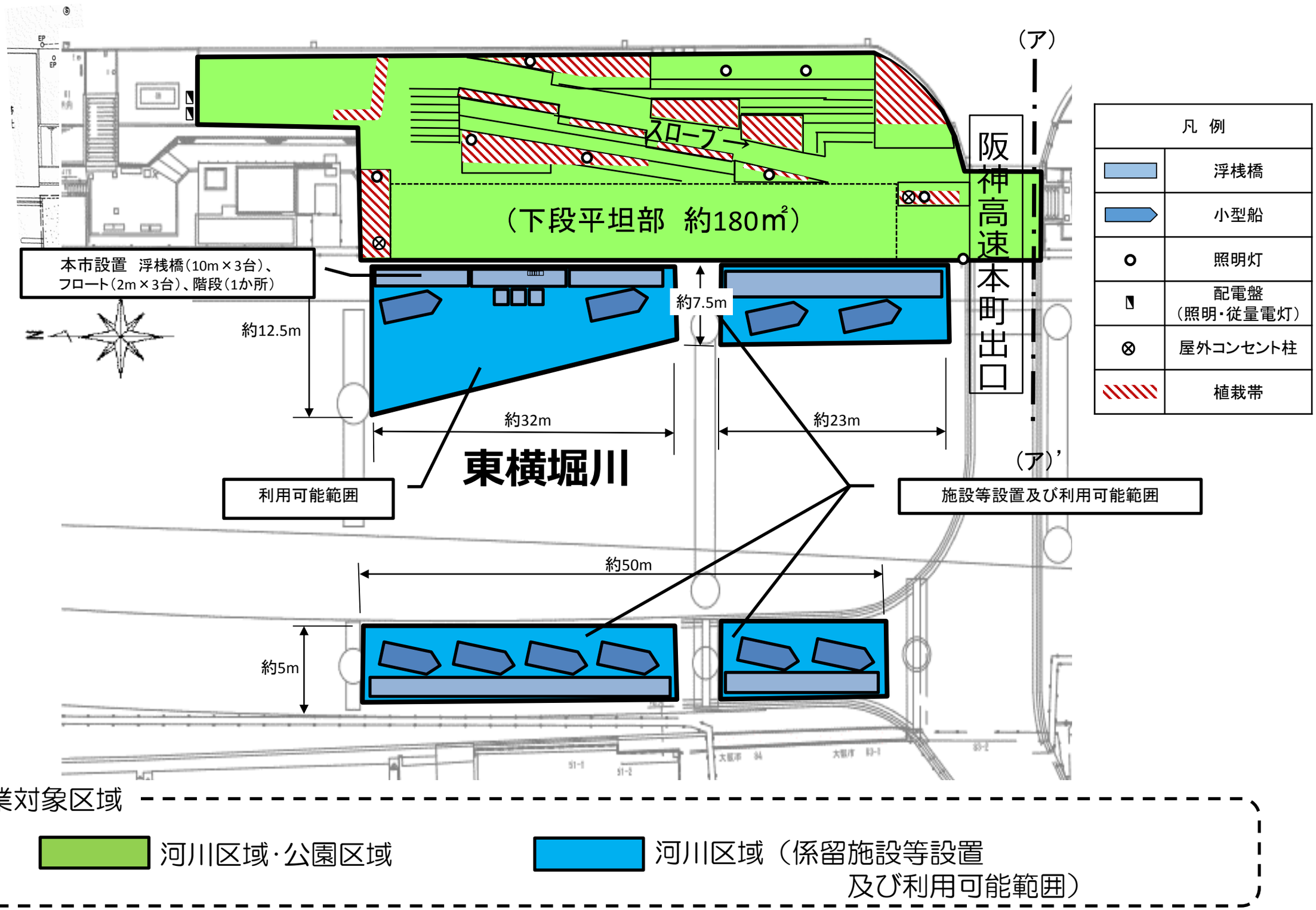


※本図は計画案（令和元年10月時点）ですので、現場状況などにより施設の配置が変更となることがあります。
※事業対象区域内の阪神高速道路㈱本町出口橋梁に関する施設は本事業対象外とします。
※係留施設の設置及び係留方法はイメージですので施設等設置及び利用可能範囲において自由に提案願います。